

令和7年11月21日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和7年第4回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

2 調査の経過 11月21日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和7年第4回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和7年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」のとおりとすることとした。

また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。

閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議員派遣については、これを了承した。

その他で、一人会派について協議し、従来の会派制にのっとって議会運営することとし、無所属の議員へは議長及び議会運営委員会から情報提供することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第4回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

ア 市長提出事件

イ 議長受付事件

ウ 急施事件

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

2 日 時 令和7年11月21日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 坂大議会事務局長、樋澤議会事務局次長

8 経過

開会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第4回魚沼市議会定例会について

(1) 付議事件

本田委員長 日程第1、令和7年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の「令和7年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」のとおりであります。詳細については、総務政策部長から説明させてい

ただきますので、よろしくお願ひいたします。

桑原総務政策部長 それでは、フォルダ内に登載をいたしました「010 付議事件一覧（案）」を基に順次説明を申し上げます。

まず、事件番号1番、専決処分の承認を求めるについて（専決第16号 令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第6号））につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年10月17日付で予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。当該補正予算の概要ですが、歳入歳出のそれぞれに260万円を増額したものであります。先に提訴された「またたびの家工事不当応訴損害賠償請求事件」に応訴するための弁護士業務委託料に加え、被告とされた職員及び元職員への弁護士費用補助金を合わせて計上させていただいたものでございます。財源については、全額財政調整基金からの繰入をもって充てさせていただいております。

続きまして、事件番号2番、令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第7号）についてであります。当該補正予算の概要でございますが、現在算定中であります変動要素を含んでおりすることを御了承いただきたいと思いますが、主なものといたしましては住民税非課税世帯に対する灯油購入費補助金を計上するほか、旧入広瀬中学校及び入広瀬体育館の解体撤去工事関連費用を計上することとしております。また、昨冬の大雪の影響から不足が見込まれている今年度分の除雪委託料を追加するほか、四日町排水ポンプ場関連の圧送管・堤外水路設置工事、また生活交通路線運行費補助金、農地集積集約化対策事業補助金などに係る不足見込み分を追加することとしております。このほか、戸籍の振り仮名対応に係るシステム改修業務委託料の追加、障害児通所等支援事業給付費の不足見込み分の追加、また材料費高騰に伴う給食賄材料費の不足見込み分の追加などを予定しております。事業の追加・組替とともに財源の調整・変更を含めた内容で、現在算定中ではございますが、歳入歳出それぞれおよそ5億2千万円ほどの増額補正を現時点において見積もっております。加えまして、歳入歳出予算の補正以外に、旧入広瀬中学校及び入広瀬体育館解体撤去事業について令和9年度までの継続費を新たに設定するとともに、四日町排水ポンプ場圧送管・堤外水路設置工事の増嵩に係る継続費の補正を予定しているほか、住民けん診受診票等作成業務及び入広瀬雪国観光会館解体撤去事業関連工事負担金について、いずれも令和8年度の完成を目指して今年度の準備を進める必要がございますので、新たに債務負担行為を設定する内容を計上することとしてございます。以上、歳入歳出予算の補正に加えまして、継続費、債務負担行為、地方債限度額の補正を合わせた内容を一般会計第7号補正予算として提案するものでございます。

続きまして、事件番号3番でございます。魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、消防職員等が緊急消防援助隊活動や災害応急作業等で他の自治体の現場に派遣従事した際、また救急救命士資格を有する職員が出動した際に、他団体が実施している内容と同程度に手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号4番、魚沼市火災予防条例の一部改正についてでありますが、本案については、本年2月に大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて林野火災に関する注意報の発令についての規定を追加するとともに、たき火を行う際の届け出を義務付ける内容などを盛り込むこととして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 5 番、魚沼市税条例の一部改正についてであります。本案につきましては、地方税法等の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 6 番、魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてであります。本案につきましては、伊米ヶ崎デイサービスセンターを用途廃止することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 7 番、魚沼市都市公園条例の一部改正についてであります。本案につきましては、指定管理者が行うことができる業務を追加するとともに、公園内での行為に係る使用料を見直す内容で、所要の改正を行うものであります。

事件番号 8 番、魚沼市水道条例の一部改正についてであります。本案については来年 7 月から水道料金を改定する内容で、所要の改正を行うものでございます。

事件番号 9 番、第三次魚沼市総合計画基本構想の策定についてであります。本案につきましては第三次魚沼市総合計画の基本構想策定に関し、魚沼市議会基本条例第 10 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、事件番号 10 番、市有財産の処分（旧消防器具置場・上折立）についてであります。本案につきましては、用途廃止した建物を地元自治会へ無償譲渡するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、事件番号 11 番、市有財産の処分（土地）についてであります。本案につきましては昭和 56 年に大倉地区で発生した雪崩災害に伴う被災者の移転先として、旧守門村が大倉地内に造成し移転対象者に提供した通称「のぞみ団地」内の宅地のうち、分譲とせずに貸し付けた当該土地 441.08 平米をこのたび貸し付けている相手方に売却するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次の、事件番号 12 番から事件番号 15 番までの市有財産の処分（土地）についてでございますが、こちらの 4 件についてはいずれも先に制定した魚沼市財産処分実施要綱の規定に基づき、予定価格の減額を行った普通財産の土地を一般競争入札による落札者に売却するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりそれぞれ議会の議決をお願いするものでございます。なお、処分地につきましては、事件番号 12 番が堀之内地内の 378.75 平米の宅地、事件番号 13 番が小出島地内の 327.15 平米の宅地、事件番号 14 番が井口新田地内の 219.52 平米の宅地、そして事件番号 15 番が一日市地内の 308.55 平米の宅地、以上としております。

続きまして、事件番号 16 番から事件番号 27 番までの 12 件につきましては、指定管理者制度を導入している公の施設におきまして、その管理を行わせる指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

事件番号 16 番については特別養護老人ホームあぶるま苑、事件番号 17 番については湯之谷デイサービスセンター、事件番号 18 番については入広瀬デイサービスセンター、事件番号 19 番については守門健康センター、事件番号 20 番については入広瀬自然活用センター、事件番号 21 番については戸隠・渓流・歴史公園、事件番号 22 番については上原コスモス園及び道光高原緑地公園、事件番号 23 番については鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹狩城址公園、事件番号 24 番については折立温泉運動広場及び折立トレーニングセン

ター、事件番号 25 番については銀山平森林公園、事件番号 26 番については奥只見スロープカー、事件番号 27 番については越後ハーブ香園入広瀬、以上それぞれの指定管理者を指定するにあたって議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号 28 番、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員 1 名が今年度末で任期満了となることから、委員候補者を推薦するに当たりまして人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、事件番号 29 番から事件番号 31 番までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。こちらの 3 件につきましては、固定資産評価審査委員会委員 3 名がいずれも令和 8 年 1 月 11 日をもって任期が満了となることから、令和 8 年 1 月 12 日から就いていただく委員をそれぞれ選任するに当たり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、そのほかの議案といたしまして、12 件追加でお願いしたい事件がございます。最後のページ、4 ページを御覧いただきたいと思います。「(追加予定)」とある市長の提出事件の表を御覧いただきたいと思います。こちらは、いずれも当日までに調整が整う場合に、最終日に追加して提案させていただきたいとするものでございます。

事件番号 1 番の令和 7 年度魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、国の補正予算成立に合わせて経済対策として措置をされる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して追加で実施する事業に係る予算を予定しておりますほか、加えまして国家公務員等の特別職の報酬・給与等の改定に準拠して実施いたします議員及び特別職の報酬・給与等の改定、並びに新潟県人事委員会勧告に準拠して実施する給与等の改定に係る予算について計上するものでありますが、いずれも国及び新潟県からの正式な決定による詳細の通知が未着であるため、現時点では予定とさせていただきたいとするものでございます。

次の事件番号 2 番、令和 7 年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から事件番号 7 番の令和 7 年度魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましても、新潟県人事委員会勧告に準拠して実施する職員の給与改定に係る予算について計上するものでありますが、こちらも新潟県からの詳細の通知が未着であるため、現時点では予定とさせていただきたいとするものでございます。

次の事件番号 8 番、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、事件番号 12 番の魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 5 件につきましては、今ほどの追加予定としてお願いした補正予算の根拠となるものでありますが、国家公務員等の特別職の報酬・給与等の改定に準拠して実施する議員及び特別職の報酬・給与等の改定、並びに新潟県人事委員会勧告に準拠して実施する給与等の改定のそれぞれの内容を反映することとして所要の改正を行うものでありますが、先ほど申し上げましたようにいずれも国及び新潟県からの詳細の通知が未着であるため、現時点では予定とさせていただきたいとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

本田委員長 説明が終わりましたので、今ほど説明のあった付議事件について質疑を行います。皆様のほうでございますでしょうか。(なし) では、質疑を終結させていただきます。

市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。これに御異議ありま

せんか。(異議なし) 異議なしと認め、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長 それでは同じく一覧表の3ページからになりますが、お願ひします。(資料「令和7年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの議長受付・提出事件について、質疑はございますでしょうか。(なし)

これで質疑を終わりにいたします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしていきたいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、議長受付・提出事件については受けることに決定しました。

(2) 付議事件の取扱いについて

ア 市長提出事件

イ 議長受付事件

本田委員長 次に、(2) 付議事件の取扱いについて、審議願います。ア、イについて説明を求めるます。議会事務局長、説明をお願いいたします。

坂大議会事務局長 それでは同じく、一覧表の1ページ目からになりますが御覧ください。

(資料「令和7年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わりにします。今ほどの説明のとおりの取扱い案でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、付議事件の取扱いについては取扱い(案)のように決定いたしました。

ウ 急施事件

本田委員長 次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長、説明をお願いいたします。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願・陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいものであります。以上です。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑を終わりにいたします。急施事件の取扱いについて、定例会開会日前日までに受理した請願・陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 続きまして、日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、閉会中の

所管事務調査については議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(3) 議員派遣について

本田委員長　　日程第3、議員派遣についてを議題といたします。議会事務局長、説明をお願いいたします。

坂大議会事務局長　　最終日に、定例会後、閉会中に派遣するものを提出させていただくものであります。追加予定の議長の受付事件で説明しました、来年1月4日に実施予定の魚沼市消防出初め式の1件を予定をしております。出席予定者は、正副議長、正副三常任委員長であります。説明は以上です。

本田委員長　　今ほどの説明について、質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑は終結させていただきます。議員派遣については、ただいま説明のあったとおりとすることによろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(4) その他

・一人会派について

本田委員長　　日程第4、その他を議題といたします。執行部のほうで、その他ございますでしょうか。

内田市長　　ございません。

本田委員長　　それでは、私のほうから1件ございます。一人会派についてでございます。前回の委員会で、一旦持ち帰って次回協議とさせていただきましたけれども、皆様のほうで発言がございましたらよろしくお願ひいたします。

皆さんと意見交換させていただきたいと思いますので、議員間討論ということで休憩とさせていただきます。

休　　憩 (10:29)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再　　開 (10:30)

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど、一人会派について、休憩中に意見交換をさせていただきました。議会運営委員会といたしましては、従来の会派制にのっとって議会運営を進行していくということにさせていただきます。また、無所属の方々が会派に属していないからといって不利益を被るようなことのないよう、議長並びに議会運営委員会でしっかりと情報は提供していくことで対応していきたいと考えております。このような考え方で、皆様よろしいでしょうか。(異議なし) では、そのようにさせていただきます。

その他、皆さんのはうでございますでしょうか。(なし) 本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉　　会（10：31）

議会運営委員会

委員長　本田　篤